

コスモプロカード L および D 会員規約

第 1 条(会員)

コスモ石油マーケティング株式会社(以下当社といいます)の指定する特約店または販売店(以下発行店といいます)に対して、本規約に同意のうえコスモプロカード L または D(以下カードといいます)の入会を申し込み、発行店および当社による承認を受けたうえカードの発行を受けたお客様を会員とします。

第 2 条(カードの貸与)

発行店は、会員にカードを発行し、貸与します。

- 2) 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを保管・管理するものとします。
- 3) 会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入れするなど担保提供に使用することはできません。

第 3 条(利用車両の限定)

カードをご利用する車両を限定するために、原則としてその車両番号を登録し、カードにその車両番号を記載します。この場合、会員はカードに記載された車両番号以外の車両には利用できません。

第 4 条(カードのご利用方法)

会員は、当社指定の給油所(以下給油所といいます)にカードを提示して、当社が指定する商品に限りご利用いただけます。

- 2) 前項にかかわらず、コスモプロカード D の会員については、原則として「コスモプロカード軽油指定給油所」、「コスモプロカード軽油取扱い給油所」以外の給油所でのご利用はできません。
- 3) カードを利用して購入できる商品は、車両の通常の運行に必要な数量とし、原則として 1 回あたりの利用限度数量は、ガソリン 200 リットル未満、軽油 1000 リットル未満、灯油 1000 リットル未満、その他の指定商品は 1000 リットル未満とします。
- 4) カードを利用して購入する商品の価格は、会員と発行店との間で取り決めた価格とします。
- 5) カードを利用して購入した商品に関する紛議は、会員と発行店またはご利用の給油所との間で解決することとし、当社はこれに関する一切の責を負いません。

第 5 条(ご利用代金の決済)

会員は、あらかじめ発行店と取り決めた所定の決済条件に従い、カードのご利用代金を発行店との間で直接決済するものとします。

- 2) 万一、ご利用代金の決済ができない場合、当社は発行店の申出により会員の資格を取消することができるものとします。

第 6 条(カードの有効期限)

カードの有効期限は、カードに記載された日までとします。

- 2) 会員はカードの有効期限内のご利用代金を、カードの有効期限後も本規約に従い支払います。
- 3) カードの有効期限の 1 ヶ月前までに、会員が発行店に対して脱会を申出ないときは、会員資格の更新を申し込まれたものとして、自動的に新カードを発行いたします。

第 7 条(カードの紛失、盗難)

会員は、カードを紛失し、または盗難にあったときは、ただちに発行店および所轄警察署に届出ることとし、当社に対して発行店を通して当社所定の届出書を提出します。

- 2) カードの紛失、盗難その他の事由により他人に利用された場合の損害は本会員の負担となります。ただし会員は、前項の手続きを条件として、カードの紛失・盗難により、カードが他人に不正に使用されて損害が生じた場合、当社が加入するクレジットカード盗難保険約款および特約条項に従い、損害に対する一定の補償を受けることができます。
- 3) 前項の定めにかかわらず、会員等が、次のいずれかに該当する場合には当該カードが使用されたことによる本会員の支払いは免除いたしません。
 - (1) 会員等の故意または重大な過失に起因する場合。
 - (2) 会員等の家族、同居人、留守人等の関係者が自ら行い、もしくは加担した盗難の場合。
 - (3) 戦争、地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じてなされた紛失、盗難の場合。
 - (4) 本規約に違反している利用状況において、紛失や盗難が生じた場合。
 - (5) 会員等が発行店または当社の請求する書類の提出または被害状況の調査に対する協力を拒んだ場合。

第 8 条(カードの再発行)

紛失、盗難または破損によりカードの再発行を希望する会員は、当社所定の手続きおよび様式に従い申込みを行い、発行店が再発行を承認した場合に限り、カードの再発行を受けることができます。

第 9 条(届出事項の変更)

会員は、氏名(法人および団体の場合は名称、商号、代表者名)、住所(法人の場合は名称、所在地)、登録車両、預金口座、などの届出事項を変更した場合は、ただちに発行店に届出ることとし、当社に対して発行店を通して当社所定の届出書を提出します。

- 2) 会員が前項の届出および提出を怠り、当社または発行店からの通知または送付書類の到

達が遅延することもしくは到達しないことなどによる損害または不利益が会員に生じた場合、会員は発行店および当社に対して、何らの異議を申し立てることができず、および補償等を求めることはできません。

第 10 条(会員資格の喪失)

会員は、いつでも発行店に届出て、当社に対して発行店を通して当社所定の届出書を提出し、本会から脱会することができます。

2)発行店は、会員が入会時に虚偽の申告をした場合、カードのご利用代金を支払わないなどの本規約に基づき当社または発行店に対して負担する債務を履行しない場合、その他の事由により会員として不適当であると判断した場合は、会員に通知して会員の資格を取消することができます。

3)会員は、会員資格を喪失したときは、ただちにカードを発行店に返却します。この場合、カード返却前のご利用代金のお支払いについては、本規約が適用されます。

第 11 条(発行店の変更)

発行店および当社は、特段の事情がある場合、発行店を変更することができます。なお、変更後の発行店は、会員と変更前の発行店との間で取り決められた取引条件の変更を申し入れることができるものとし、取引条件の合意に至らない場合は、当社または発行店は、会員資格を取消することができます。

第 12 条(規約の変更)

会員は、当社または発行店が本規約の変更内容を通知した後、カードを利用された場合、変更内容に同意したものとします。

第 13 条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づく取引について紛議が生じた場合、話し合いにより解決するものとし、万一訴訟を必要とする場合は、訴額の如何にかかわらず会員の住所地、カード利用地および当社の本社、各支店、営業所を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 14 条(反社会的勢力の排除)

会員は、会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつ

てするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(3)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2)会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて発行店および当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3)会員は、暴力団員等もしくは本条 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは本条 2 項各号のいずれかに該当する行為をした場合、または会員が本条 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、発行店および当社が取引を継続することが不適切であると判断した場合には、発行店および当社から請求があり次第、発行店および当社に対する一切の責務の期限の利益を失い、直ちに責務を弁済するものとします。

4)本条 3 項の場合において、会員が住所変更の届出を怠る、あるいは会員が発行店および当社からの請求を受領しないなど、会員の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

5)本条 3 項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、会員は発行店および当社になんらの請求をしないものとします。

また、発行店および当社に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

2015 年 10 月改定